第4回運営委員会・PTA臨時総会にて『PTA会則』『PTA細則』について、下記の通り改正案を提案し、承認され、規程が改正されました。変更箇所は太字で記載しています。要覧に添付し保管してください。

**【改正】：｢推薦委員会｣の名称を｢選考委員会｣に変更する**。

改正理由：選出の方法に幅をもたせ、推薦という方法だけでなく、毎年の状況に応じ柔軟に対応できるようにするため。

**小平第一中学校PTA会則**(抜粋)

★第6章　本部役員および会計監査委員　【P2】【P3】

**第12条**　役員および会計監査委員の選出方法は、次の通りとする。

1. 役員および会計監査委員の候補者を選出するにあたっては、**選考**委員会を置く。
2. **選考**委員会の構成は、次の通りとする。

（1）各学級の中より1名選出

（2）教師の中より1名選出

1. **選考**委員が役員候補者に推薦された場合は、**選考**委員を辞退する。
2. **選考**委員会は、各役員と会計監査委員の候補者を挙げ、総会7日前までに全会員に知らせる。
3. 役員候補者および会計監査委員の選出に関する事項は、細則で定める。但し、教師の役員選出は学校側に一任する。

**第14条**　役員および会計監査委員の任務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し会務を処理し、総会、運営委員会、常置委員会および特別委員会を招集する。また会長は**選考**委員会および会計監査委員の集会を除くすべての集会に出席して意見を述べることができる。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその代理をする。
3. 書記は本会活動の重要事項を記録し、各種会合について通知する。
4. 会計は経理を処理し総会に監査を経た決算報告を行う。
5. 会計監査委員は本会の会計を監査し総会に報告する。また会計監査委員は、必要があればいつでも監査することができる。

★第7章　集会　【P3】

**第15条**　本会の集会は次の通りとする。

1. 総会
2. 運営委員会
3. 常置委員会 （学年委員会・地区委員会・広報委員会）
4. 予算委員会
5. **選考**委員会
6. 特別委員会

★（付則）　【P4】

設立年月日　昭和47年5月13日

本会則は昭和47年5月13日より実施する。

昭和58年5月7日改正

平成 2年4月21日改正

平成 4年4月25日改正

平成10年11月11日改正

平成11年12月4日改正

平成22年4月26日改正（第10条）

平成29年12月14日改正（第7条、第15条、第20条）

平成30年12月5日改正（第12条、第14条、第15条）

**小平第一中学校PTA細則**(抜粋)

★第１章　役員および会計監査委員候補者の選出　【P5】

**第1条　選考**委員会は、委員長・副委員長各1名、記録係を2名置く。

**第2条**　役員および会計監査委員候補者の選出方法は、次の通りとする。

1. **選考**委員会は全会員に推薦用紙を配布し、全会員（新人会員も含む）の中から役員候補者の推薦を依頼する。

会計監査委員の候補者は、前年度の会計担当者とする。但し、本人の希望によりこれを辞退する場合には、推薦を依頼する。尚、前年度会計担当者が会員でない場合（卒業生の保護者）でも、会計監査委員になることは例外として認める。

1. 選出は選考委員会に一任する。
2. 優遇措置

・本部役員経験者は、兄弟姉妹も含め免除とする。（平成25年度より）

・本部役員経験者は、兄弟姉妹も含め各委員会も免除とする。（平成26年度より）

・PTA連合会役員経験者、ならびに各委員会委員長・副委員長経験者は本部役員経験者と同様の優遇措置が適用される。（平成27年度より）

・各委員会経験者と卓球サークル・バレーボールサークル登録者は、その生徒の在学中のみ免除とする。

　　＊ただし、本人の了解による再任は妨げない

★第3章　その他委員会　【P6】

**第7条**　**選考**委員会

本会則第12条による。

**第9条**　**選考**委員会・特別委員会の委員長は、必要に応じて運営委員会に出席し、報告することができる。また、運営委員会の要請により、**選考**委員会・特別委員会の報告をしなければならない。

★（付則）　【P6】

 平成22年2月5日改正（第2条）

 平成28年2月4日改正（第2条）

 平成28年9月13日改正（第2条）

 平成29年12月14日改正（第2条・第5条～第10条）

平成30年12月5日改正（第1条、第2条、第7条、第9条）